

兵庫県分別収集促進計画（第7期）

平成28年3月一部変更

1 計画策定の意義

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、県域での容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、「兵庫県分別収集促進計画（第7期）」を策定する。

本計画は、県内の全41市町で策定（策定主体：27市8町3事務組合）した分別収集計画における分別収集量等を取りまとめるとともに、県としての分別収集促進のための施策を示したものである。

2 分別収集促進のための基本的方向

本計画を策定するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す。
- (2) 県民、事業者及び行政の各主体が、それぞれの公平な役割分担をもとに自発的かつ積極的な取組を行う。
- (3) 廃棄物の発生抑制を第一とし、それができないものについて、再使用、再資源化やエネルギー回収を図る。
- (4) 10品目分別収集する市町数を全41市町とする。
- (5) 分別収集量及び分別収集率の向上を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5年間とし、3年後に改定する。

4 対象品目と品目ごとの取組市町の数

本計画の対象となる容器包装廃棄物は次の10種であり、その品目ごとの各年度における分別収集取組市町の数、表1のとおりである。平成28年度には全市町において10品目の収集が始まる。

なお、この取組市町の数には、市町・一部事務組合（以下、「市町等」という。）が関与した集団回収や拠点回収のみによる取組の場合も含んでいる。

- (1) 商品の容器のうち、主として鋼製のもの（以下「スチール缶」という。）
- (2) 商品の容器のうち、主としてアルミニウム製のもの（以下「アルミ缶」という。）
- (3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色のもの（以下「無色ガラスびん」という。）
- (4) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、茶色のもの（以下「茶色ガラスびん」という。）
- (5) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって、無色又は茶色のもの以外のもの（以下「その他ガラスびん」という。）
- (6) 商品の容器のうち、主として紙製のものであって、飲料を充てんするためのもの（以下「紙パック」という。）

- (7) 商品の容器のうち、主として段ボール製のもの（以下「段ボール」という。）
- (8) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって、紙パック又は段ボール以外のもの（以下「その他紙製容器包装」という。）
- (9) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- (10) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであって、ペットボトル以外のもの（以下「その他プラスチック製容器包装」という。）及びこのうち、白色の発泡スチロール製の食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）

表 1 品目ごとの分別収集を実施する市町数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
スチール缶	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
アルミ缶	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
無色ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
茶色ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他ガラスびん	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
紙パック	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
段ボール	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他 紙製容器包装	37 (90%)	40 (98%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
ペットボトル	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)
その他 プラスチック製 容器包装	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)	41 (100%)

注：() 内は、全市町(41 市町)に占める割合。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

兵庫県内で排出される容器包装廃棄物の各年度における市町別の排出量の見込み及びその合算量は、別表1のとおりである。また、容器包装廃棄物の品目ごとの排出量内訳は、表2のとおりである。

表2 容器包装廃棄物の品目ごと排出量（単位：t）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スチール缶	11,195	10,983	10,771	10,590	10,370
アルミ缶	7,176	7,150	7,120	7,095	7,059
無色ガラスびん	20,552	20,300	20,082	19,812	19,535
茶色ガラスびん	14,117	14,057	14,007	13,942	13,868
その他ガラスびん	6,957	6,881	6,785	6,699	6,603
紙パック	8,498	8,452	8,400	8,352	8,292
段ボール	48,143	47,600	47,154	46,936	46,513
その他 紙製容器包装	59,303	58,053	57,407	56,987	56,278
ペットボトル	15,252	15,151	15,084	14,979	14,876
その他 プラスチック製 容器包装	103,080	100,791	99,535	99,190	97,975
合計	294,273	289,419	286,345	284,582	281,370

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

6 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量（法第9条第2項第2号）

市町が分別収集計画に基づき分別収集をして得られた物のうち、分別基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているものを分別基準適合物という。

兵庫県内において得られる分別基準適合物のうち、各年度における市町別の特定分別基準適合物ごとの見込み及びその合算量は、別表2から9までのとおりであり、総括表は表3のとおりである。

また、特定分別基準適合物ごとの見込量の内訳として、指定法人へ引き渡す量、及び指定法人への引き渡しではなく市町等が独自に再資源化を行う量についても、別表2から9の各項目の下段に示している。

なお、別表7「その他プラスチック製容器包装」は白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）を含む量を示しており、別表8は「白色トレイ」を含まない量、別表9は「白色トレイ」のみの量である。

表3 特定分別基準適合物の品目ごとの見込量（単位：t）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無色ガラスびん	12,004 (4,884)	11,890 (4,863)	11,793 (4,842)	11,681 (4,830)	11,571 (4,821)
茶色ガラスびん	8,364 (3,777)	8,333 (3,772)	8,313 (3,767)	8,294 (3,768)	8,273 (3,768)
その他ガラスびん	3,836 (2,397)	3,808 (2,395)	3,772 (2,393)	3,740 (2,388)	3,702 (2,381)
その他 紙製容器包装	14,013 (178)	14,173 (183)	14,296 (189)	14,308 (194)	14,324 (197)
ペットボトル	10,599 (7,148)	10,577 (7,150)	10,545 (7,139)	10,508 (7,128)	10,477 (7,120)
その他 プラスチック製 容器包装	27,114 (24,500)	27,650 (25,041)	28,230 (25,610)	28,709 (26,101)	29,203 (26,607)
合計	75,930 (42,883)	76,431 (43,404)	76,948 (43,940)	77,240 (44,408)	77,549 (44,894)

注：上段は、特定分別基準適合物の見込量。

下段（ ）内は、上段のうち指定法人へ引き渡す見込量。

小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

7 各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（法第9条第2項第3号）

兵庫県内において分別収集をして得られる物のうち、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の各年度における市町別の見込み及びその合算量は、別表10から13までのとおりであり、その総括表は表4のとおりである。

表4 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量（単位：t）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スチール缶	8,944	8,790	8,632	8,506	8,347
アルミ缶	5,765	5,759	5,742	5,725	5,703
紙パック	1,841	1,868	1,872	1,876	1,879
段ボール	34,899	34,828	34,705	34,586	34,473
合計	51,450	51,245	50,951	50,692	50,402

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

8 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

(1) 今後の方策

① 市町によるリサイクルプラザ、ストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を推進し、県民の理解と協力が進むよう市町と連携した県民への情報提供・普及啓発を行うとともに、以下の内容について重点的に市町への助言を行い、容器包装廃棄物の分別収集量及び分別収集率の向上を図る。

ア「その他紙製容器包装」、「その他プラスチック製容器包装」及び「紙パック」

- ・ 実態にあった排出量の把握、回収場所や収集回数の増加

→ ごみ組成調査の実施、広報誌等による住民への周知の強化、分別収集体制の見直し、量販店や市役所等における拠点回収・自治会や学校単位の集団回収等の活用

イ「ガラスびん」

- ・ 収集・分別過程での割れ防止による再生量の向上

→ 収集方法の改善（びん単独収集、割れにくい収集方法への改善等）及び分別方法等の改善（手選別の活用、荷下ろしの改善等）

② 兵庫県廃棄物処理計画（平成25年3月改定）では、ごみ発電について、市町等における施設整備に合わせて最大限に導入を促していくこととしている。

このため、容器包装廃棄物として分別収集されない「その他プラスチック製容器包装」については、エネルギー回収の観点から可能な限りごみ焼却施設での発電等で有効利用する。

(2) 分別収集の促進に関する事項

(1) 排出抑制及び分別収集の促進に関する施策	①容器包装廃棄物の分別排出の促進<新規> 市町に対して、実状に合わせ、一般ごみの指定ごみ袋制、収集運搬の有料化等の手法を検討し、容器包装廃棄物と一般ごみの分別排出を進めるよう促す。
	②分別収集の方法の改善<重点> 市町に対し、収集運搬体制の見直しや選別方法等の改善による収集量・質の向上を促す。
	③量販店等における拠点回収の促進<重点> 量販店における店頭回収、公共施設等での資源回収ステーションの設置等について、市町広報誌等でPRする等、容器包装廃棄物の回収の場所と機会を増やすよう促す。
	④地域住民による集団回収等の促進<重点> 集団回収に対する奨励金制度等を活用することにより、市町が積極的に集団回収を支援するよう働きかけ、一層の分別収集の促進を図る。
	⑤県市町廃棄物処理協議会 県及び県内市町の連携強化を図り、廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための取組について協議する。(先進的な取組事例等を情報共有し、各市町の実践を促す。)
	⑥レジ袋削減対策等の推進 ひょうごレジ袋削減推進会議(平成19年6月設立)により、事業者、消費者、行政の連携のもと、レジ袋削減を全県的に推進する。
	⑦事業所から排出される廃棄物の分別促進 市町と連携して、事業所に対し産業廃棄物と一般廃棄物との分別、減量を促す。
	⑧イメージキャラクターの活用 家庭での容器包装廃棄物の分別の周知を徹底するため、親しみやすいイメージキャラクターを活用した広報などの活用を市町に助言する。
	⑨外国人への周知 英語、中国語、ハングル、ポルトガル語等の外国語によるリサイクルマニュアルやパンフレット等を作成し、より多くの住民へ周知を図るよう市町の取組を促す。
(2) 知識の普及	①住民への分別収集・リサイクルに関する情報の提供<新規> 住民の意識を高めるため、指定法人等から市町への拠出金の支払い額、住民の分別排出への協力度や最終的なリサイクルの結果等の情報を、市町が広報誌等により住民へフィードバックするよう促す。
	②取組の顕著な団体への表彰<重点> リサイクル活動等において顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・地方公共団体等に対し、顕彰を行う。
	③「もったいない」精神の普及 「もったいない」精神を活かし、物を最後まで使い切ることで、それでも発生した廃棄物はリサイクルするよう啓発・実践し、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。
	④環境学習・教育の展開 ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)、出前講座等を活用した環境学習、市町によるごみ処理施設見学の受入れや、小学生向け副読本の配布等により、リサイクルに関する意識を高める。
(3) 情報交換の促進	①県市町廃棄物処理協議会による県及び市町の連携及び情報交換(再掲)
	②ひょうごレジ袋削減推進会議による事業者、消費者、行政の連携と情報交換(再掲)
	③市町広報誌等による拠点回収、分別収集・リサイクルに関する情報の提供(再掲)

別表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

コード	市町組合名\年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
100	神戸市	94,310	90,425	88,230	87,703	85,759
201	姫路市	18,456	18,379	18,320	18,209	18,116
202	尼崎市	21,484	21,274	21,086	20,916	20,760
203	明石市	11,780	11,722	11,666	11,612	11,556
204	西宮市	30,623	30,628	30,634	30,579	30,522
205	洲本市	1,401	1,377	1,355	1,331	1,309
206	芦屋市	2,832	2,856	2,831	2,833	2,832
207	伊丹市	13,250	13,225	13,319	13,208	13,099
208	相生市	1,800	1,786	1,773	1,761	1,748
209	豊岡市	3,358	3,334			
210	加古川市	13,314	13,205	13,094	12,935	12,741
212	赤穂市	3,147	3,150	3,157	3,165	3,175
214	宝塚市	11,362	11,351	11,336	11,314	11,282
215	三木市	4,516	4,487	4,448	4,412	4,376
216	高砂市	4,415	4,391	4,367	4,342	4,318
217	川西市	9,254	9,221	9,152	9,082	9,012
218	小野市	2,789	2,771	2,753	2,735	2,716
219	三田市	6,822	6,831	6,868	6,868	6,838
220	加西市	1,746	1,718	1,696	1,666	1,643
221	篠山市	2,465	2,447	2,429	2,410	2,394
222	養父市	1,589	1,563	1,538	1,514	1,489
223	丹波市	4,179	4,142	4,106	4,071	4,036
224	南あわじ市	2,586	2,563	2,525	2,497	2,468
225	朝来市	1,938	1,917	1,895	1,875	1,854
226	淡路市	1,916	1,894	1,872	1,851	1,829
227	宍粟市	2,421	2,382	2,343	2,305	2,268
228	加東市	1,435	1,433	1,430	1,428	1,426
229	たつの市	3,328	3,284	3,242	3,200	3,159
301	猪名川町	1,849	1,853	1,867	1,881	1,890
381	稲美町	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
382	播磨町	1,498	1,485	1,472	1,455	1,443
443	福崎町	899	901	898	897	897
464	太子町	1,323	1,328	1,328	1,329	1,330
481	上郡町	929	920	912	903	894
501	佐用町	1,085	1,066	1,047	1,029	1,011
585	香美町	1,143	1,125			
596	新温泉町	997	982	968	953	939
829	北播磨清掃事務組合	3,749	3,728	3,707	3,688	3,667
925	中播北部行政事務組合	959	945	931	917	903
955	北但行政事務組合			4,420	4,380	4,341
上記の合算量		294,273	289,419	286,346	284,582	281,370

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります（以下別表も同様）。

別表2 特定分別基準適合物(無色ガラスびん)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
神戸市	2,514		2,434		2,370		2,290		2,210	
	66	2,448	64	2,370	62	2,308	60	2,230	58	2,153
姫路市	1,406		1,400		1,395		1,387		1,380	
	1,399	8	1,393	8	1,387	8	1,380	8	1,373	8
尼崎市	776		772		767		764		760	
	776	0	772	0	767	0	764	0	760	0
明石市	415		412		409		407		404	
	60	355	59	353	59	350	58	349	58	346
西宮市	761		761		760		758		756	
	0	761	0	761	0	760	0	758	0	756
洲本市	55		55		55		54		54	
	51	4	50	4	50	4	50	4	50	4
芦屋市	154		156		156		158		159	
	151	3	154	3	153	3	155	3	156	3
伊丹市	364		364		366		363		360	
	0	364	0	364	0	366	0	363	0	360
相生市	120		119		118		117		116	
	0	120	0	119	0	118	0	117	0	116
豊岡市	225		224							
	0	225	0	224						
加古川市	876		876		878		888		900	
	843	33	843	33	844	33	855	33	867	33
赤穂市	61		63		64		65		67	
	0	61	0	63	0	64	0	65	0	67
宝塚市	346		348		351		354		357	
	346	0	348	0	351	0	354	0	357	0
三木市	231		230		228		226		224	
	0	231	0	230	0	228	0	226	0	224

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	216		215		214		213		211	
	216	0	215	0	214	0	212	0	211	0
川西市	598		598		595		592		590	
	0	598	0	598	0	595	0	592	0	590
小野市	141		141		141		140		140	
	0	141	0	141	0	141	0	140	0	140
三田市	466		467		469		469		467	
	0	466	0	467	0	469	0	469	0	467
加西市	129		127		126		123		122	
	0	129	0	127	0	126	0	123	0	122
篠山市	51		51		50		50		50	
	0	51	0	51	0	50	0	50	0	50
養父市	96		94		92		91		90	
	0	96	0	94	0	92	0	91	0	90
丹波市	186		183		179		176		173	
	0	186	0	183	0	179	0	176	0	173
南あわじ市	166		164		163		161		160	
	166	0	164	0	163	0	161	0	160	0
朝来市	114		113		111		110		109	
	0	114	0	113	0	111	0	110	0	109
淡路市	154		152		150		149		147	
	154	0	152	0	150	0	149	0	147	0
宍粟市	184		180		175		171		167	
	184	0	180	0	175	0	171	0	167	0
加東市	97		98		99		100		100	
	0	97	0	98	0	99	0	100	0	100
たつの市	207		205		203		201		199	
	206	0	204	0	203	0	201	0	199	0

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り引きなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	112		112		113		114		115	
	0	112	0	112	0	113	0	114	0	115
稲美町	84		84		84		84		84	
	0	84	0	84	0	84	0	84	0	84
播磨町	88		87		87		86		85	
	0	88	0	87	0	87	0	86	0	85
福崎町	25		25		26		26		26	
	0	25	0	25	0	26	0	26	0	26
太子町	89		89		89		90		90	
	89	0	89	0	89	0	90	0	90	0
上郡町	46		46		45		45		44	
	46	0	46	0	45	0	45	0	44	0
佐用町	37		36		36		35		34	
	34	3	33	3	33	3	32	3	32	3
香美町	61		60							
	61	0	60	0						
新温泉町	52		51		50		49		49	
	0	52	0	51	0	50	0	49	0	49
北播磨清掃事務組合	264		262		261		260		258	
	0	264	0	262	0	261	0	260	0	258
中播北部行政事務組合	37		37		36		36		35	
	37	0	37	0	36	0	36	0	35	0
北但行政事務組合					282		279		277	
					60	222	59	221	58	219
合 計	12,004		11,890		11,793		11,681		11,571	
	4,884	7,120	4,863	7,027	4,842	6,951	4,830	6,851	4,821	6,749

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表3 特定分別基準適合物(茶色ガラスびん)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
神戸市	1,312		1,304		1,299		1,297		1,292	
	111	1,202	110	1,194	110	1,190	109	1,187	109	1,183
姫路市	903		899		895		891		886	
	898	5	894	5	890	5	886	5	881	5
尼崎市	689		698		706		714		721	
	689	0	698	0	706	0	714	0	721	0
明石市	334		331		329		327		325	
	64	270	64	267	63	266	63	264	62	263
西宮市	532		531		531		529		528	
	0	532	0	531	0	531	0	529	0	528
洲本市	59		59		58		58		58	
	52	7	52	7	52	7	51	7	51	7
芦屋市	93		95		95		96		97	
	92	2	93	2	93	2	94	2	95	2
伊丹市	274		268		270		268		265	
	0	274	0	268	0	270	0	268	0	265
相生市	74		73		72		72		71	
	0	74	0	73	0	72	0	72	0	71
豊岡市	177		176							
	0	177	0	176						
加古川市	508		508		509		515		523	
	490	18	490	18	491	18	497	18	505	18
赤穂市	86		88		89		91		93	
	0	86	0	88	0	89	0	91	0	93
宝塚市	323		325		328		331		334	
	323	0	325	0	328	0	331	0	334	0
三木市	150		149		147		146		145	
	0	150	0	149	0	147	0	146	0	145

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者を引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	151		150		149		148		147	
	148	3	147	3	146	3	145	3	145	3
川西市	307		307		306		304		303	
	0	307	0	307	0	306	0	304	0	303
小野市	117		116		116		116		115	
	0	117	0	116	0	116	0	116	0	115
三田市	242		243		244		244		243	
	0	242	0	243	0	244	0	244	0	243
加西市	115		113		112		110		108	
	0	115	0	113	0	112	0	110	0	108
篠山市	69		69		68		68		67	
	0	69	0	69	0	68	0	68	0	67
養父市	93		91		90		89		87	
	0	93	0	91	0	90	0	89	0	87
丹波市	172		169		166		163		160	
	0	172	0	169	0	166	0	163	0	160
南あわじ市	206		204		202		201		199	
	206	0	204	0	202	0	201	0	199	0
朝来市	104		103		102		101		100	
	0	104	0	103	0	102	0	101	0	100
淡路市	135		134		132		131		129	
	135	0	134	0	132	0	131	0	129	0
宍粟市	157		153		150		146		142	
	157	0	153	0	150	0	146	0	142	0
加東市	97		98		99		100		100	
	0	97	0	98	0	99	0	100	0	100
たつの市	160		159		157		156		154	
	160	0	158	0	157	0	155	0	154	0

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	58		58		59		59		59	
	0	58	0	58	0	59	0	59	0	59
稲美町	60		60		60		60		60	
	0	60	0	60	0	60	0	60	0	60
播磨町	47		47		47		46		46	
	0	47	0	47	0	47	0	46	0	46
福崎町	25		25		26		26		26	
	0	25	0	25	0	26	0	26	0	26
太子町	66		66		66		66		66	
	66	0	66	0	66	0	66	0	66	0
上郡町	40		39		39		38		38	
	40	0	39	0	39	0	38	0	38	0
佐用町	46		45		44		44		43	
	45	1	44	1	44	1	43	1	42	1
香美町	69		68							
	58	11	57	11						
新温泉町	49		48		48		47		46	
	0	49	0	48	0	48	0	47	0	46
北播磨清掃事務組合	223		221		220		219		218	
	0	223	0	221	0	220	0	219	0	218
中播北部行政事務組合	43		43		42		42		41	
	43	0	43	0	42	0	42	0	41	0
北但行政事務組合					242		240		238	
					57	186	56	184	55	183
合 計	8,364		8,333		8,313		8,294		8,273	
	3,777	4,588	3,772	4,561	3,767	4,546	3,768	4,526	3,768	4,505

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者を引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表4 特定分別基準適合物(その他ガラスびん)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
神戸市	675		651		618		594		567	
	29	646	28	623	27	591	26	568	25	542
姫路市	379		377		376		374		372	
	377	2	375	2	374	2	372	2	370	2
尼崎市	159		159		159		159		159	
	159	0	159	0	159	0	159	0	159	0
明石市	120		119		118		118		117	
	0	120	0	119	0	118	0	118	0	117
西宮市	297		297		296		296		295	
	139	158	139	158	139	158	138	157	138	157
洲本市	18		18		18		18		18	
	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0
芦屋市	106		108		108		109		110	
	105	2	106	2	106	2	107	2	108	2
伊丹市	333		332		335		332		329	
	333	0	332	0	335	0	332	0	329	0
相生市	27		27		27		26		26	
	27	0	27	0	27	0	26	0	26	0
豊岡市	54		54							
	0	54	0	54						
加古川市	196		198		200		202		203	
	187	9	189	9	191	9	193	9	194	9
赤穂市	13		14		14		14		14	
	13	0	14	0	14	0	14	0	14	0
宝塚市	282		284		286		289		291	
	282	0	284	0	286	0	289	0	291	0
三木市	58		58		58		57		57	
	0	58	0	58	0	58	0	57	0	57

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	57		57		56		56		56	
	57	0	57	0	56	0	56	0	56	0
川西市	259		258		257		256		255	
	258	1	258	1	257	1	255	1	254	1
小野市	26		26		26		26		26	
	0	26	0	26	0	26	0	26	0	26
三田市	150		150		151		151		151	
	0	150	0	150	0	151	0	151	0	151
加西市	28		28		27		27		27	
	0	28	0	28	0	27	0	27	0	27
篠山市	9		9		9		9		9	
	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9
養父市	23		23		23		22		22	
	23	0	23	0	23	0	22	0	22	0
丹波市	46		46		45		44		43	
	46	1	45	1	44	1	43	1	42	1
南あわじ市	30		30		30		29		29	
	30	0	30	0	30	0	29	0	29	0
朝来市	32		32		31		31		31	
	32	0	32	0	31	0	31	0	31	0
淡路市	42		42		41		41		40	
	42	0	42	0	41	0	41	0	40	0
宍粟市	28		27		26		26		25	
	28	0	27	0	26	0	26	0	25	0
加東市	22		22		22		22		22	
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22
たつの市	56		56		55		55		55	
	56	0	56	0	55	0	55	0	54	0

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	50		50		50		51		51	
	50	0	50	0	50	0	51	0	51	0
稲美町	19		19		19		19		19	
	0	19	0	19	0	19	0	19	0	19
播磨町	17		17		17		17		17	
	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17
福崎町	21		22		22		22		22	
	0	21	0	22	0	22	0	22	0	22
太子町	22		22		22		22		22	
	22	0	22	0	22	0	22	0	22	0
上郡町	15		15		15		14		14	
	15	0	15	0	15	0	14	0	14	0
佐用町	18		18		18		17		17	
	18	0	18	0	18	0	17	0	17	0
香美町	13		13							
	13	0	13	0						
新温泉町	79		78		77		75		74	
	17	62	17	61	17	60	17	59	17	58
北播磨清 掃事務組 合	46		46		45		45		45	
	0	46	0	46	0	45	0	45	0	45
中播北部行 政事務組合	10		10		10		10		10	
	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
北但行政 事務組合					66		66		65	
					13	53	13	53	13	53
合 計	3,836		3,808		3,772		3,740		3,702	
	2,384	1,452	2,382	1,426	2,380	1,391	2,375	1,364	2,368	1,334

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表5 特定分別基準適合物(その他紙製容器包装)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	0	5,020	0	5,025	0	5,013	0	5,002	0	4,990
神戸市	0	5,020	0	5,025	0	5,013	0	5,002	0	4,990
姫路市	0	2,748	0	2,737	0	2,725	0	2,711	0	2,697
尼崎市	0	284	0	280	0	276	0	273	0	270
明石市	0	572	0	574	0	577	0	580	0	584
西宮市	0	244	0	244	0	244	0	243	0	242
洲本市	0	74	0	74	0	74	0	73	0	73
芦屋市	61	0	61	0	61	0	61	0	61	0
伊丹市	0	2,135	0	2,131	0	2,146	0	2,129	0	2,111
相生市	0	111	0	112	0	113	0	114	0	114
豊岡市	0	150	0	149	/		/		/	
加古川市	0	588	0	627	0	670	0	716	0	767
赤穂市	149	0	152	0	156	0	159	0	162	0
宝塚市	0	284	0	292	0	297	0	304	0	312
三木市	0	47	0	47	0	47	0	46	0	46

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者へ引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	220		224		229		233		238	
	0	220	0	224	0	229	0	233	0	238
川西市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小野市	8		8		8		7		7	
	0	8	0	8	0	8	0	7	0	7
三田市	69		70		70		70		70	
	0	69	0	70	0	70	0	70	0	70
加西市	2		2		2		3		3	
	0	2	0	2	0	2	0	3	0	3
篠山市	4		4		4		4		4	
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
養父市	92		91		89		88		86	
	0	92	0	91	0	89	0	88	0	86
丹波市	121		120		119		119		118	
	0	121	0	120	0	119	0	119	0	118
南あわじ市	33		35		37		39		41	
	0	33	0	35	0	37	0	39	0	41
朝来市	116		115		113		112		111	
	0	116	0	115	0	113	0	112	0	111
淡路市	0		0		78		77		76	
	0	0	0	0	0	78	0	77	0	76
宍粟市	63		62		61		60		60	
	0	63	0	62	0	61	0	60	0	60
加東市	95		96		97		97		98	
	0	95	0	96	0	97	0	97	0	98
たつの市	221		219		217		215		213	
	0	221	0	219	0	217	0	215	0	213

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	0		10		13		15		17	
	0	0	0	10	0	13	0	15	0	17
稲美町	136		136		136		136		136	
	0	136	0	136	0	136	0	136	0	136
播磨町	53		53		53		52		52	
	0	53	0	53	0	53	0	52	0	52
福崎町	44		45		45		46		46	
	0	44	0	45	0	45	0	46	0	46
太子町	109		110		110		110		110	
	0	109	0	110	0	110	0	110	0	110
上郡町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
佐用町	37		36		36		35		35	
	0	37	0	36	0	36	0	35	0	35
香美町	29		31							
	29	0	31	0						
新温泉町	55		55		54		54		53	
	0	55	0	55	0	54	0	54	0	53
北播磨清 掃事務組 合	36		36		35		35		35	
	0	36	0	36	0	35	0	35	0	35
中播北部行 政事務組合	0		111		109		108		106	
	0	0	0	111	0	109	0	108	0	106
北但行政 事務組合					181		181		180	
					33	148	35	147	35	146
合 計	14,013		14,173		14,296		14,308		14,324	
	239	13,774	245	13,928	250	14,046	254	14,053	258	14,066

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表6 特定分別基準適合物(ペットボトル)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
神戸市	4,181		4,185		4,175		4,165		4,156	
	3,706	475	3,709	476	3,701	475	3,692	474	3,683	473
姫路市	609		606		603		600		597	
	331	278	329	277	328	276	326	274	324	273
尼崎市	817		797		778		762		747	
	0	817	0	797	0	778	0	762	0	747
明石市	464		461		458		455		453	
	386	78	383	78	380	78	377	78	375	78
西宮市	740		739		739		737		734	
	580	160	579	160	579	160	577	160	575	159
洲本市	63		63		63		63		62	
	0	63	0	63	0	63	0	63	0	62
芦屋市	180		184		184		187		190	
	144	36	148	36	149	36	151	36	154	36
伊丹市	357		356		358		355		352	
	0	357	0	356	0	358	0	355	0	352
相生市	97		97		96		96		95	
	0	97	0	97	0	96	0	96	0	95
豊岡市	111		110		/		/		/	
	92	19	91	19						
加古川市	435		435		433		437		441	
	251	184	251	184	249	184	253	184	257	184
赤穂市	108		110		112		114		116	
	47	62	48	63	49	64	50	65	51	66
宝塚市	446		447		447		447		447	
	446	0	447	0	447	0	447	0	447	0
三木市	150		149		147		146		145	
	150	0	149	0	147	0	146	0	145	0

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	147		146		145		144		144	
	71	76	70	76	70	75	70	75	69	74
川西市	207		207		206		205		204	
	161	46	161	46	160	45	160	45	159	45
小野市	90		90		89		88		88	
	34	56	34	56	34	55	34	54	34	54
三田市	177		177		178		178		177	
	131	46	131	46	132	46	132	46	131	46
加西市	48		47		47		46		45	
	0	48	0	47	0	47	0	46	0	45
篠山市	60		59		59		59		58	
	25	35	24	35	24	35	24	35	24	34
養父市	37		36		36		36		35	
	0	37	0	36	0	36	0	36	0	35
丹波市	122		123		124		125		126	
	0	122	0	123	0	124	0	125	0	126
南あわじ市	92		92		97		97		102	
	87	5	87	5	92	5	92	5	97	5
朝来市	58		58		57		56		56	
	0	58	0	58	0	57	0	56	0	56
淡路市	72		71		71		70		69	
	72	0	71	0	71	0	70	0	69	0
宍粟市	39		39		39		39		39	
	39	0	39	0	39	0	39	0	39	0
加東市	65		66		66		67		67	
	26	39	26	40	26	40	27	40	27	41
たつの市	156		154		152		151		149	
	78	78	77	77	76	76	75	75	74	74

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	40		40		40		40		41	
	40	0	40	0	40	0	40	0	41	0
稲美町	36		36		36		36		36	
	27	8	27	8	27	8	27	8	27	8
播磨町	30		31		31		31		32	
	24	7	24	7	25	7	25	7	25	7
福崎町	31		31		32		32		32	
	0	31	0	31	0	32	0	32	0	32
太子町	65		65		65		65		65	
	21	44	21	44	21	44	21	44	21	44
上郡町	28		28		28		27		27	
	17	12	16	11	16	11	16	11	16	11
佐用町	28		28		27		27		26	
	17	11	17	11	17	11	17	10	16	10
香美町	37		40							
	37	0	40	0						
新温泉町	35		35		34		34		33	
	35	0	35	0	34	0	34	0	33	0
北播磨清 掃事務組 合	108		108		107		106		106	
	51	57	51	57	51	56	51	56	50	56
中播北部行 政事務組合	34		34		33		33		32	
	24	10	24	10	24	10	23	10	23	10
北但行政 事務組合					152		153		153	
					133	19	134	19	134	18
合 計	10,599		10,577		10,545		10,508		10,477	
	7,148	3,452	7,150	3,427	7,139	3,406	7,128	3,380	7,120	3,356

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表7 特定分別基準適合物(その他プラスチック製容器包装)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
神戸市	9,017		9,440		9,852		10,281		10,731	
	8,673	345	9,095	345	9,507	344	9,938	344	10,388	343
姫路市	2,401		2,391		2,381		2,369		2,357	
	2,366	36	2,356	36	2,346	36	2,334	35	2,322	35
尼崎市	61		61		61		61		61	
	0	61	0	61	0	61	0	61	0	61
明石市	39		39		39		39		39	
	0	39	0	39	0	39	0	39	0	39
西宮市	4,727		4,754		4,782		4,800		4,818	
	4,606	121	4,633	121	4,661	121	4,680	120	4,698	120
洲本市	6		6		6		6		6	
	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
芦屋市	107		108		108		108		108	
	0	107	0	108	0	108	0	108	0	108
伊丹市	1,189		1,187		1,195		1,185		1,175	
	869	320	867	320	873	322	866	319	859	317
相生市	146		146		147		147		148	
	122	24	122	24	123	24	124	24	124	24
豊岡市	370		368							
	363	8	360	8						
加古川市	36		37		38		39		40	
	0	36	0	37	0	38	0	39	0	40
赤穂市	278		283		290		296		302	
	278	0	283	0	290	0	296	0	302	0
宝塚市	2,522		2,573		2,624		2,673		2,721	
	2,522	0	2,573	0	2,624	0	2,673	0	2,721	0
三木市	800		794		788		781		775	
	0	800	0	794	0	788	0	781	0	775

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	23		23		22		22		22	
	0	23	0	23	0	22	0	22	0	22
川西市	1,665		1,694		1,716		1,738		1,759	
	1,637	28	1,666	28	1,688	28	1,710	28	1,731	28
小野市	13		13		13		13		12	
	0	13	0	13	0	13	0	13	0	12
三田市	21		21		21		21		21	
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	21
加西市	7		7		8		8		8	
	0	7	0	7	0	8	0	8	0	8
篠山市	114		113		112		111		111	
	106	7	105	7	105	7	104	7	103	7
養父市	129		127		125		123		121	
	129	0	127	0	125	0	123	0	121	0
丹波市	645		673		669		664		660	
	641	4	669	4	665	4	660	4	656	4
南あわじ市	133		133		134		134		135	
	130	3	130	3	131	3	131	3	132	3
朝来市	159		157		155		154		152	
	157	2	155	2	154	2	152	2	150	2
淡路市	4		4		90		89		88	
	3	1	3	1	3	87	3	86	3	85
宍粟市	189		186		184		181		179	
	189	0	186	0	184	0	181	0	179	0
加東市	149		150		151		152		154	
	141	8	142	8	143	9	144	9	145	9
たつの市	419		414		409		404		399	
	401	18	396	17	391	17	387	17	382	17

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者へ引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	334		335		337		340		341	
	334	0	335	0	337	0	340	0	341	0
稲美町	173		173		173		173		173	
	0	173	0	173	0	173	0	173	0	173
播磨町	239		238		236		234		233	
	0	239	0	238	0	236	0	234	0	233
福崎町	81		82		83		83		84	
	0	81	0	82	0	83	0	83	0	84
太子町	160		160		160		160		160	
	154	6	154	6	154	6	155	6	155	6
上郡町	50		50		49		49		48	
	48	3	47	2	47	2	46	2	46	2
佐用町	79		77		76		74		73	
	76	3	74	3	73	3	72	2	70	2
香美町	69		75							
	69	0	75	0						
新温泉町	70		69		68		67		66	
	0	70	0	69	68	0	67	0	66	0
北播磨清掃事務組合	455		453		450		448		446	
	446	9	444	9	441	9	439	9	436	9
中播北部行政事務組合	39		39		38		38		37	
	38	2	37	2	37	2	36	2	36	2
北但行政事務組合					445		445		444	
					437	8	437	8	436	8
合 計	27,114		27,650		28,230		28,709		29,203	
	24,500	2,615	25,041	2,609	25,610	2,620	26,101	2,608	26,607	2,596

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表8 特定分別基準適合物(その他プラ(白色トレイ収集を含まない))の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
神戸市	8,679		9,102		9,514		9,944		10,394	
	8,673	7	9,095	7	9,507	7	9,938	7	10,388	7
姫路市	2,366		2,356		2,346		2,334		2,322	
	2,366	0	2,356	0	2,346	0	2,334	0	2,322	0
尼崎市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	12		12		12		12		12	
	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
西宮市	4,619		4,646		4,673		4,692		4,710	
	4,549	71	4,575	71	4,603	70	4,622	70	4,640	70
洲本市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芦屋市	58		59		58		58		58	
	0	58	0	59	0	58	0	58	0	58
伊丹市	1,150		1,147		1,156		1,146		1,137	
	869	281	867	280	873	282	866	280	859	278
相生市	122		122		123		124		124	
	122	0	122	0	123	0	124	0	124	0
豊岡市	366		364							
	363	3	360	3						
加古川市	9		10		10		10		10	
	0	9	0	10	0	10	0	10	0	10
赤穂市	278		283		290		296		302	
	278	0	283	0	290	0	296	0	302	0
宝塚市	2,456		2,506		2,555		2,603		2,650	
	2,456	0	2,506	0	2,555	0	2,603	0	2,650	0
三木市	777		772		765		759		753	
	0	777	0	772	0	765	0	759	0	753

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川西市	1,645		1,674		1,696		1,718		1,739	
	1,637	8	1,666	8	1,688	8	1,710	8	1,731	8
小野市	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
三田市	4		4		4		4		4	
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
加西市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
篠山市	107		106		105		104		104	
	106	0	105	0	105	0	104	0	103	0
養父市	129		127		125		123		121	
	129	0	127	0	125	0	123	0	121	0
丹波市	644		671		667		663		658	
	641	2	669	2	665	2	660	2	656	2
南あわじ市	129		130		130		131		131	
	129	1	129	1	130	1	130	1	131	1
朝来市	159		157		155		154		152	
	157	2	155	2	154	2	152	2	150	2
淡路市	1		1		87		86		85	
	0	1	0	1	0	87	0	86	0	85
宍粟市	187		184		182		179		177	
	187	0	184	0	182	0	179	0	177	0
加東市	142		143		144		145		146	
	141	1	142	1	143	1	144	1	145	1
たつの市	403		398		394		389		384	
	401	2	396	2	391	2	387	2	382	2

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者へ引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	329		330		332		335		336	
	329	0	330	0	332	0	335	0	336	0
稲美町	162		162		162		162		162	
	0	162	0	162	0	162	0	162	0	162
播磨町	236		235		234		231		230	
	0	236	0	235	0	234	0	231	0	230
福崎町	80		81		82		82		83	
	0	80	0	81	0	82	0	82	0	83
太子町	154		155		155		155		155	
	154	1	154	1	154	1	155	1	155	1
上郡町	48		48		47		47		46	
	48	1	47	0	47	1	46	1	46	1
佐用町	77		76		74		73		71	
	76	2	74	1	73	1	72	1	70	1
香美町	69		75							
	69	0	75	0						
新温泉町	70		69		68		67		66	
	0	70	0	69	68	0	67	0	66	0
北播磨清掃事務組合	447		444		442		440		437	
	446	1	444	1	441	1	439	1	436	1
中播北部行政事務組合	38		38		37		37		36	
	38	1	37	1	37	1	36	1	36	1
北但行政事務組合					440		441		439	
					437	3	437	3	436	3
合 計	26,157		26,690		27,269		27,748		28,241	
	24,360	1,797	24,900	1,790	25,466	1,802	25,956	1,791	26,460	1,780

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表9 特定分別基準適合物(その他プラのうち白色トレイのみの収集分)の見込量

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
神戸市	338		339		338		337		336	
	0	338	0	339	0	338	0	337	0	336
姫路市	36		36		36		35		35	
	0	36	0	36	0	36	0	35	0	35
尼崎市	61		61		61		61		61	
	0	61	0	61	0	61	0	61	0	61
明石市	27		27		27		27		27	
	0	27	0	27	0	27	0	27	0	27
西宮市	108		108		108		108		109	
	57	50	58	50	58	50	58	50	59	50
洲本市	6		6		6		6		6	
	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
芦屋市	49		50		50		50		50	
	0	49	0	50	0	50	0	50	0	50
伊丹市	39		39		39		39		39	
	0	39	0	39	0	39	0	39	0	39
相生市	24		24		24		24		24	
	0	24	0	24	0	24	0	24	0	24
豊岡市	4		4		/		/		/	
	0	4	0	4						
加古川市	27		27		28		29		30	
	0	27	0	27	0	28	0	29	0	30
赤穂市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宝塚市	66		67		69		70		71	
	66	0	67	0	69	0	70	0	71	0
三木市	22		22		22		22		22	
	0	22	0	22	0	22	0	22	0	22

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者に取り渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
高砂市	23		23		22		22		22	
	0	23	0	23	0	22	0	22	0	22
川西市	20		20		20		20		20	
	0	20	0	20	0	20	0	20	0	20
小野市	8		8		8		8		7	
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	7
三田市	16		16		16		16		16	
	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16
加西市	7		7		8		8		8	
	0	7	0	7	0	8	0	8	0	8
篠山市	7		7		7		7		7	
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
養父市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹波市	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
南あわじ市	3		3		4		4		4	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
朝来市	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淡路市	3		3		3		3		3	
	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
宍粟市	2		2		2		2		2	
	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
加東市	7		7		7		7		8	
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	8
たつの市	15		15		15		15		15	
	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者へ引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

合 計	
指定法人 引渡量 *1	独自 処理量 *2

単位(t)

市町組合名	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
猪名川町	5		5		5		5		5	
	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
稲美町	11		11		11		11		11	
	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11
播磨町	3		3		3		3		3	
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
福崎町	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
太子町	5		5		5		5		5	
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
上郡町	2		2		2		2		2	
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
佐用町	2		1		1		1		1	
	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1
香美町	0		0							
	0	0	0	0						
新温泉町	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北播磨清 掃事務組 合	9		9		9		8		8	
	0	9	0	9	0	9	0	8	0	8
中播北部行 政事務組合	1		1		1		1		1	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
北但行政 事務組合					5		5		5	
					0	4	0	4	0	4
合 計	957		960		961		962		962	
	139	819	141	820	142	819	144	818	145	817

*1 指定法人引渡量とは、主務大臣が再商品化業務を行うものとして指定した法人に引き渡す量。

*2 独自処理量とは、指定法人以外の事業者へ引き渡すなど、市町等が独自に処理する量。

別表10 スチール缶の収集見込量

(単位：t)

コード	市町組合名\年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
100	神戸市	2,033	1,905	1,767	1,678	1,556
201	姫路市	642	639	637	634	630
202	尼崎市	635	627	620	613	607
203	明石市	352	349	347	344	342
204	西宮市	963	962	962	959	956
205	洲本市	43	43	43	42	42
206	芦屋市	157	160	160	161	163
207	伊丹市	966	964	971	963	955
208	相生市	44	43	43	43	43
209	豊岡市	137	136			
210	加古川市	311	311	314	317	320
212	赤穂市	60	61	63	64	65
214	宝塚市	471	474	476	479	481
215	三木市	153	152	151	149	148
216	高砂市	52	52	52	51	51
217	川西市	213	213	212	211	210
218	小野市	76	76	76	76	75
219	三田市	403	404	406	406	404
220	加西市	79	77	76	75	74
221	篠山市	90	89	89	88	87
222	養父市	45	44	44	43	42
223	丹波市	95	94	88	83	78
224	南あわじ市	85	82	79	76	75
225	朝来市	68	67	66	66	65
226	淡路市	47	46	46	45	45
227	宍粟市	38	36	34	31	29
228	加東市	65	66	66	67	67
229	たつの市	101	101	100	99	98
301	猪名川町	61	61	61	62	62
381	稲美町	29	29	29	29	29
382	播磨町	32	32	30	29	27
443	福崎町	26	26	26	26	27
464	太子町	35	35	35	35	35
481	上郡町	36	36	36	35	35
501	佐用町	54	53	52	51	50
585	香美町	51	50			
596	新温泉町	25	25	25	24	24
829	北播磨清掃事務組合	144	143	142	142	141
925	中播北部行政事務組合	29	29	28	28	27
955	北但行政事務組合			184	183	181
上記の合算量		8,944	8,790	8,632	8,506	8,347

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表11 アルミ缶の収集見込量

(単位：t)

コード	市町組合名\年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
100	神戸市	2,187	2,189	2,184	2,179	2,174
201	姫路市	165	164	164	163	162
202	尼崎市	253	255	256	257	258
203	明石市	398	394	389	386	381
204	西宮市	296	296	296	295	294
205	洲本市	63	63	63	63	62
206	芦屋市	86	87	86	87	87
207	伊丹市	186	186	187	185	184
208	相生市	61	61	60	60	59
209	豊岡市	127	126			
210	加古川市	94	94	94	94	94
212	赤穂市	41	41	42	43	44
214	宝塚市	193	195	197	199	201
215	三木市	110	109	108	107	106
216	高砂市	100	100	99	98	98
217	川西市	156	156	155	155	154
218	小野市	40	40	40	39	39
219	三田市	143	143	144	144	143
220	加西市	40	39	39	38	37
221	篠山市	62	62	61	61	60
222	養父市	31	30	30	29	29
223	丹波市	81	83	83	82	82
224	南あわじ市	84	83	82	82	81
225	朝来市	51	51	50	50	49
226	淡路市	71	71	70	69	68
227	宍粟市	40	39	39	39	38
228	加東市	38	39	39	39	39
229	たつの市	100	99	98	97	96
301	猪名川町	40	40	40	40	40
381	稲美町	39	39	39	39	39
382	播磨町	33	33	33	33	33
443	福崎町	22	22	23	23	23
464	太子町	42	43	43	43	43
481	上郡町	23	23	23	22	22
501	佐用町	41	40	40	39	38
585	香美町	45	44			
596	新温泉町	27	27	26	26	25
829	北播磨清掃事務組合	122	121	120	120	119
925	中播北部行政事務組合	36	35	35	34	34
955	北但行政事務組合			169	167	166
上記の合算量		5,765	5,759	5,742	5,725	5,703

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表12 紙パックの収集見込量

(単位：t)

コード	市町組合名\年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
100	神戸市	441	441	440	439	438
201	姫路市	196	196	195	194	193
202	尼崎市	130	129	129	129	128
203	明石市	106	111	115	121	125
204	西宮市	115	115	115	114	114
205	洲本市	21	21	21	20	20
206	芦屋市	100	101	100	100	100
207	伊丹市	38	38	38	38	38
208	相生市	23	23	23	23	23
209	豊岡市	19	19			
210	加古川市	92	94	97	100	103
212	赤穂市	29	30	30	31	32
214	宝塚市	25	27	26	26	26
215	三木市	62	61	61	60	60
216	高砂市	37	37	37	37	37
217	川西市	74	74	75	76	76
218	小野市	20	20	20	19	19
219	三田市	40	40	41	41	41
220	加西市	10	10	10	9	9
221	篠山市	7	7	7	7	7
222	養父市	18	18	18	18	17
223	丹波市	11	11	11	11	11
224	南あわじ市	8	8	8	8	8
225	朝来市	7	7	6	6	6
226	淡路市	12	12	12	12	12
227	宍粟市	9	9	9	8	8
228	加東市	26	26	26	27	27
229	たつの市	44	43	43	43	42
301	猪名川町	15	15	15	15	15
381	稲美町	10	10	10	10	10
382	播磨町	15	15	15	15	15
443	福崎町	1	1	1	1	1
464	太子町	23	23	23	23	23
481	上郡町	10	10	10	10	10
501	佐用町	12	11	11	11	11
585	香美町	6	7			
596	新温泉町	3	3	3	3	3
829	北播磨清掃事務組合	27	26	26	26	26
925	中播北部行政事務組合	5	23	23	22	22
955	北但行政事務組合			26	26	26
上記の合算量		1,841	1,868	1,872	1,876	1,879

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

別表13 段ボールの収集見込量

(単位：t)

コード	市町組合名\年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
100	神戸市	11,178	11,189	11,162	11,136	11,110
201	姫路市	1,509	1,503	1,497	1,489	1,482
202	尼崎市	2,919	2,869	2,825	2,784	2,747
203	明石市	1,657	1,637	1,620	1,603	1,588
204	西宮市	2,972	2,970	2,967	2,959	2,950
205	洲本市	264	263	262	261	260
206	芦屋市	775	781	772	774	774
207	伊丹市	1,156	1,154	1,162	1,152	1,143
208	相生市	276	275	274	273	272
209	豊岡市	496	492			
210	加古川市	1,133	1,126	1,113	1,118	1,127
212	赤穂市	641	644	646	649	651
214	宝塚市	1,632	1,636	1,639	1,642	1,645
215	三木市	390	387	384	381	378
216	高砂市	449	448	447	447	446
217	川西市	1,506	1,534	1,555	1,576	1,597
218	小野市	166	166	165	165	164
219	三田市	592	592	596	596	593
220	加西市	190	187	185	182	179
221	篠山市	410	407	404	401	398
222	養父市	323	317	312	307	302
223	丹波市	520	519	516	512	509
224	南あわじ市	220	220	221	222	223
225	朝来市	199	197	195	192	190
226	淡路市	271	268	264	261	258
227	宍粟市	224	221	218	215	212
228	加東市	93	94	95	95	96
229	たつの市	313	311	308	305	302
301	猪名川町	209	209	210	210	210
381	稲美町	315	315	315	315	315
382	播磨町	280	279	279	278	277
443	福崎町	69	70	70	71	72
464	太子町	138	138	138	138	138
481	上郡町	77	77	76	75	74
501	佐用町	110	108	106	104	103
585	香美町	202	206			
596	新温泉町	316	312	309	305	301
829	北播磨清掃事務組合	600	596	593	590	586
925	中播北部行政事務組合	112	111	109	107	106
955	北但行政事務組合			697	696	694
上記の合算量		34,899	34,828	34,705	34,586	34,473

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物とは、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているものをいう。

品目としては、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールを指す。

資料

1. 市町における分別収集品目数（平成26年度）

分別数	市町名		スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ダンボール	その他紙	ペットボトル	その他プラ	市町数
					無色	茶色	その他						
10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28市9町
	姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	篠山市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新温泉町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	淡路市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1市3町	
	猪名川町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	市川町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神河町	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計市町数			41	41	41	41	41	41	41	37	41	41	

市町における分別収集品目数（平成27年度）

分別数	市町名		スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ダンボール	その他紙	ペットボトル	その他プラ	市町数
					無色	茶色	その他						
10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	28市12町
	姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	篠山市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
猪名川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新温泉町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
市川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神河町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	淡路市	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1市	
合計市町数			41	41	41	41	41	41	41	40	41	41	

下線は、当該年度から10品目となった市町

市町における分別収集品目数（平成28年度）

分別数	市町名		スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ダンボール	その他紙	ペットボトル	その他プラ	市町数
					無色	茶色	その他						
10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29市12町
	姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	篠山市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新温泉町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
市川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神河町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計市町数			41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	

下線は、当該年度から10品目となった市町

市町における分別収集品目数（平成29年度）

分別数	市町名		スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ダンボール	その他紙	ペットボトル	その他プラ	市町数
					無色	茶色	その他						
10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29市12町
	姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	篠山市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新温泉町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
市川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神河町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計市町数			41	41	41	41	41	41	41	41	41		

市町における分別収集品目数（平成30年度）

分別数	市町名		スチール缶	アルミ缶	びん			紙パック	ダンボール	その他紙	ペットボトル	その他プラ	市町数
					無色	茶色	その他						
10	神戸市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29市12町
	姫路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	尼崎市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	明石市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	西宮市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洲本市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	芦屋市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相生市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加古川市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宝塚市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三木市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高砂市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	川西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	小野市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	三田市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	篠山市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	丹波市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	朝来市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡路市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	たつの市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	稲美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
播磨町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福崎町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
太子町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上郡町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐用町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新温泉町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
西脇市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
多可町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
市川町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神河町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
豊岡市	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香美町	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計市町数			41	41	41	41	41	41	41	41	41		

2. 品目別排出量の見込み

県内で排出される容器包装廃棄物の品目別排出量の計画値は、表のとおり、いずれの品目とも排出量は総じて減少していく見込みである。

表 品目別排出量計画値

(単位:t)

品目\年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
缶類	スチール缶	11,195	10,983	10,771	10,590	10,370
	アルミ缶	7,176	7,150	7,120	7,095	7,059
びん類	無色ガラスびん	20,552	20,300	20,082	19,812	19,535
	茶色ガラスびん	14,117	14,057	14,007	13,942	13,868
	その他ガラスびん	6,957	6,881	6,785	6,699	6,603
紙類	紙パック	8,498	8,452	8,400	8,352	8,292
	段ボール	48,143	47,600	47,154	46,936	46,513
	その他紙	59,302	58,053	57,407	56,987	56,278
プラスチック類	ペットボトル	15,252	15,151	15,084	14,979	14,876
	その他プラスチック	103,080	100,791	99,535	99,190	97,975
合 計		294,273	289,419	286,345	284,582	281,370

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

3. 分別収集量の見込み

県内の容器包装廃棄物の分別収集量は表のとおりであり、平成23年度実績の111,057tから平成30年度には127,951tとなり、約15%増加する見込みである。品目別に見ると、缶類、びん類は、1単位あたりの消費重量が減少していくことから収集量も若干減少の傾向にあるが、紙類(紙パック、その他紙)、その他プラスチックについては、各自治体の収集努力により、収集量の増加が予想される。

表 品目ごとの分別収集量計画値等

(単位:t)

品目\年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
缶類	スチール缶	8,944	8,790	8,632	8,506	8,347
	アルミ缶	5,765	5,759	5,742	5,725	5,703
びん類	無色ガラスびん	12,004	11,890	11,793	11,681	11,571
	茶色ガラスびん	8,364	8,333	8,313	8,294	8,273
	その他ガラスびん	3,836	3,808	3,772	3,740	3,702
紙類	紙パック	1,841	1,868	1,872	1,876	1,879
	段ボール	34,899	34,828	34,705	34,586	34,473
	その他紙	14,013	14,173	14,296	14,308	14,324
プラスチック類	ペットボトル	10,599	10,577	10,545	10,508	10,477
	その他プラスチック	27,114	27,650	28,230	28,709	29,203
合 計		127,381	127,675	127,899	127,932	127,951

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。